給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1887号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則第６－５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条、第28条及び第40条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第15条、第31条及び第44条、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第８号。以下「修学部分休業条例」という。）第３条並びに職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年条例第30号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第３条の規定に基づき、給料等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条、第28条及び第40条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第15条、第31条及び第44条並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第８号。以下「修学部分休業条例」という。）第３条の規定に基づき、給料等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
（給与の控除方法等） **第６条の２**　一般職員給与条例第３条、市町村立学校職員給与条例第16条、修学部分休業条例第３条及び高齢者部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める数は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における祝日法に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職員勤務時間条例第10条及び市町村立学校職員勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条	（給与の控除方法等） **第６条の２**　一般職員給与条例第３条、市町村立学校職員給与条例第16条及び修学部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める数は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における祝日法に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職員勤務時間条例第10条及び市町村立学校職員勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務

例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数とする。	時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数とする。
２～５　（略）	２～５　（略）
６　修学部分休業条例第３条及び高齢者部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める手当は、月額の特殊勤務手当（特殊診療手当を除く。）とする。	６　修学部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める手当は、月額の特殊勤務手当（特殊診療手当を除く。）とする。
７　修学部分休業条例第３条又は高齢者部分休業条例第３条の規定により控除すべき給与額の控除方法については、第２項、第３項及び第５項の例によるものとする。	７　修学部分休業条例第３条の規定により控除すべき給与額の控除方法については、第２項、第３項及び第５項の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の給料等の支給に関する規則第６条の２第１項の規定を適用する。